

聖籠町告示第15号

聖籠町心配ごと相談事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月20日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町心配ごと相談事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町心配ごと相談事業実施要綱の一部を次のように改正する。

第5条中「聖籠町保健福祉センター」を「聖籠町ホットルームとも」に、「月2回」を「月1回」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。